

# 新たな育種技術研究会の設置について

25農会第694号  
平成25年9月12日  
農林水産技術会議事務局

## 第1 趣旨

最近、遺伝子組換え技術を用いているが、作出された農作物等には導入遺伝子が残存せず、従来の交雑育種法で作出された品種と区別ができない新たな育種技術（以下「新たな育種技術」という。）が開発されており、農作物等の育種効率を高める技術として欧米等において実用化が進みつつある。

新たな育種技術を用いて作出された農作物等は、細胞内に導入した外来遺伝子（導入核酸又はその複製物）が残っていなければ、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）の規制の対象外になるほか、農作物等が元々有していたゲノム（遺伝情報）が維持されることとなるため、生物多様性等への影響の程度も慣行の育種法と同程度に低くなることが想定される。

現在、農林水産省においては、「攻めの農林水産業」を実現するための政策の一つとして、国産農畜産物の「強み」を生み出す画期的な新品種の開発を加速化することとしており、新たな育種技術は、DNAマーカー選抜育種法と並びその鍵を握る重要な技術である。

については、今後、農林水産省が研究開発及び実用化を目指す新たな育種技術について、その分子生物学的な特徴等を踏まえつつ、作出された農作物等の生物多様性等への影響の程度について科学的な見地から検討を行い、カルタヘナ法等の遺伝子組換え規制に適切に対応するとともに、新たな育種技術に係る規制の国際的な調和の推進に資するため、専門家による「新たな育種技術研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

## 第2 研究会の構成

研究会メンバーは、新たな育種技術に関する研究開発や生物多様性影響評価等に係る知見を有する学識経験者で構成する。また、研究会には、農林水産技術会議事務局の職員、カルタヘナ法等を所管する規制当局の職員及び農業試験研究独立行政法人の職員がオブザーバーとして参加できることとする。

## 第3 主な検討事項

- ① 新たな育種技術の定義及び対象となる育種技術の範囲
- ② 農林水産省が研究開発及び実用化を目指す新たな育種技術に対する生物多様性等への影響の程度に関する一般的な考え方
- ③ 上記②を踏まえたカルタヘナ法等における規制対応の在り方
- ④ その他必要な事項（消費者への情報提供の在り方等）

## 第4 運営

- ① 研究会の運営は座長が行い、座長はメンバーの互選により選任する。
- ② 研究会は非公開とする。ただし、議事概要を作成し、必要に応じ対外的な説明等に活用する。また、研究会報告書（中間取りまとめ）の内容については、OECDの「バイオテクノロジーの規制的監督の調和に関するワーキング・グループ」における議論に活用する。
- ③ 第3の②の生物多様性等への影響の程度に関する考え方は、農林水産省が研究開発及び実用化を目指す特定の新たな育種技術について研究会メンバーの一般的な考え方を取りまとめるものとし、今後、同技術を用いて作出される農作物等の生物多様性等への影響の有無をあらかじめ判断するものではないものとする。

## 第5 庶務

研究会の庶務は、農林水産技術会議事務局技術政策課技術安全室が行う。